

## くわの実保育園 重要事項説明書（2025 年度）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 事業者の名称  | 社会福祉法人 くわの実つむぎ会 |
| 代表者氏名   | 理事長 細見 玲美       |
| 法人の所在地  | 亀岡市三宅町1丁目3番21号  |
| 法人の電話番号 | 0771-24-3876    |

### 2. 利用施設

|           |                |
|-----------|----------------|
| 施設の種 類    | 保育所            |
| 施設の名称     | くわの実保育園        |
| 所 在 地     | 亀岡市三宅町1丁目3番21号 |
| 電 話 番 号   | 0771-24-3876   |
| 管 理 者 名   | 園長 谷口 美智子      |
| 利用定員（年齢別） | 0歳児 8名         |
|           | 1・2歳児 22名      |
|           | 3・4・5歳児 30名    |

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 自己評価の概要     | クラスでの保育内容の振り返り・自己評価を定期的を実施    |
| 第三者評価の概要    | 評価機関による事業評価を2018年度に受診。その結果を公表 |
| 職員への研修の実施状況 | 内部研修年3／4回、外部研修 各自数回           |
| 認可年月日       | 2003（H15）年4月1日                |
| 事業所番号       |                               |

### 3. 施設の目的・運営方針

|       |       |
|-------|-------|
| 事業の目的 | 保育所   |
| 理 念   | 下記の通り |

#### 《理 念》

1985年、産休明けから「安心して預けられる保育所がほしい」という親の要望から『亀岡に産休明け保育所をつくる会』を発足しました。そして、多くの市民の方々から支援を受け、亀岡市ではじめての産休明けからの保育所としてくわの実共同保育所が生まれました。当時は、女性が子育てをしながら仕事を持つことは理解されにくい時代でした。だからこそ「保育所に預けられてかわいそう」ではなく「保育所でこそ子どもが健やかに育つ」という保育を丁寧に積み重ねてきました。

いつの時代も、親をはじめ多くの方々の想いを撚り合わせ、これからの保育・福祉を創造していきたいという想いを込めて、社会福祉法人認可の際に、『社会福祉法人くわの実つむぎ会』と名付けました。

「安心して預けられる保育所」という親の願いを、18年間の共同保育所での保育実践を通して育み、「子どもが集団の中で育ち合う保育園」・「子どもを真ん中に親と職員が知り合い、育ち合う保育園」という当法人の保育理念として継承しています。

地域の人たちの保育園への期待や要望に耳を傾け、『親』と『職員』、『くわの実保育園・はこべ保育園を育てる会』が手を携えて、未来の担い手である子ども達の豊かな成長を育む保育事業をはじめ、地域の福祉施設としての役割も担っていきます。

## 《保育理念》

### “こどもらに生きる力とあふれる想いを”

- ・ 文化を伝え合い創造性豊かな心身の育ちを保障する。
- ・ ひとりひとりのこどもの育ちと共に、集団の中で育ち合うことを大切にする。
- ・ 自然の中での暮らしを基にして、自然から学び感じとる経験を位置づけ、健康な体づくりも実現する。
- ・ 給食は保育の一環として考え「食べることは生きること」を柱とした手づくり中心の給食づくりをすすめる。
- ・ こどもと共に親・職員も育ち合うことを大切にし、繋がり合うことが心地よくなる関係づくりを行う。
- ・ 子育て中の親の悩みや迷いなどを知り、親の応援団として子育て支援を行う。
- ・ 保育園とつくし会（保護者会）や育てる会と連携して、親と共に「子育ての砦づくり」「親が集まる砦づくり」の活動を積極的に行う。
- ・ 地域の社会福祉法人施設であることを念頭に「地域福祉」の役割を担う保育園づくりをする。

## 4. 施設・設備等の概要

### 《くわの実保育園》

|       |                             |                       |        |     |
|-------|-----------------------------|-----------------------|--------|-----|
| 敷地    | 全体                          | 314.22 m <sup>2</sup> |        |     |
|       | 園庭                          | 418.22 m <sup>2</sup> |        |     |
| 建物    | 構造                          | RC 構造                 |        |     |
|       | 延べ面積                        | 418.82 m <sup>2</sup> |        |     |
| 施設の内容 | 乳児室                         | 1 室                   | 保育室    | 3 室 |
|       | ほふく室                        | 3 室                   | 遊戯室    | 1 室 |
|       | 調理室                         | 1 室                   | 幼児用トイレ | 3 室 |
|       | 調乳室（乳児室に含む）                 |                       | 医務室    | 1 室 |
|       | 子育て支援室                      | 1 室                   |        |     |
| 設備の種類 | 冷暖房、プール                     |                       |        |     |
| その他   | 屋外遊戯場 418.22 m <sup>2</sup> |                       |        |     |

## 5. 職員体制

|       | 員数   | 常勤   | 非常勤 | 備考 |
|-------|------|------|-----|----|
| 園長    | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 主任保育士 | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 保育士   | 15 人 | 12 人 | 3 人 |    |
| 保育助手  | 3 人  | 1 人  | 2 人 |    |
| 調理員   | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 栄養士   | 1 人  | 1 人  | 0 人 |    |
| 事務員   | 2 人  | 2 人  | 0 人 |    |
| 用務    | 2 人  | 0 人  | 2 人 |    |

＊当園では、「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、職員数については変動する可能性があります。

## 6. 保育を提供する日

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 開 園 日   | 月曜日から土曜日             |
| 開 園 時 間 | 午前7時から午後7時           |
| 休 園 日   | 日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日 |
| そ の 他   |                      |

### \*警報発令時の対応について

「亀岡市」に気象警報発令時

- ・保育開始までの場合：AM6:30 現在警報の時・・・自宅待機  
AM9:00 までに警報解除の時・・・保育実施  
AM9:00 現在警報の時・・・休園
- ・保育中に警報が発令した時  
園で待機。メール連絡網でお知らせ後、随時お迎えに来てもらう。
- ・11:00 までに警報が解除された場合  
保育が必要な家庭は保育を行います。(事前申し込みが必要)

### \*感染症流行時の対応について

感染症に罹患した場合は、感染症予防対策マニュアルに沿って登園を禁止します。

園児が感染症に罹患した場合は、病名とクラス名を掲示します。

## 7. 保育を提供する時間は、次のとおりとします

|          |        |                       |
|----------|--------|-----------------------|
| 保育標準時間認定 | 保育時間   | 午前7時から午後6時            |
|          | 延長保育時間 | 午後6時から午後7時            |
| 保育短時間認定  | 保育時間   | 午前8時から午後4時            |
|          | 延長保育時間 | 午前7時から午前8時、午後4時から午後7時 |

\*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

## 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供  
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 送迎  
保護者による送迎

## 9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法  
自園調理
- ② 食事の提供を行う日  
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。  
行事等に併せて行事食の日があります・お弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|      | 昼食         | 午後間食  | 備考 |
|------|------------|-------|----|
| 0 歳児 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 1 歳児 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 2 歳児 | 11 時頃      | 15 時頃 |    |
| 3 歳児 | 11 時 30 分頃 | 15 時頃 |    |
| 4 歳児 | 11 時 45 分頃 | 15 時頃 |    |
| 5 歳児 | 11 時 45 分頃 | 15 時頃 |    |

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。『食物アレルギー対処』への協力について 参照)

④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を南丹保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員・乳児クラス担当職員の健康管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください。

② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

① に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法も別表に記載。

\*保護者会の会費の徴収があります。（2025 年度 1 ヶ月 300 円）

## 11. 利用の開始について

当園では、亀岡市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

① 利用乳幼児が小学校に就学したとき

② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

③ 市外に転出するとき

④ 長期欠席するとき

⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### ① 内科

|           |              |
|-----------|--------------|
| 医療機関の名称   | 上原医院         |
| 医院長名又は医師名 | 上原久和         |
| 所在地       | 亀岡市西町 37     |
| 電話番号      | 0771-22-0347 |

#### ② 歯科

|           |               |
|-----------|---------------|
| 医療機関の名称   | 浦田歯科クリニック     |
| 医院長名又は医師名 | 浦田美穂          |
| 所在地       | 亀岡市河原町 230-10 |
| 電話番号      | 0771-24-0005  |

### 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15. 非常災害時の対策

|        |                         |        |  |
|--------|-------------------------|--------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応します。   |        |  |
| 避難訓練   | 火災・地震等を想定した避難訓練を月 1 回実施 |        |  |
| 防災設備   | 自動火災報知機                 | 誘導灯    |  |
|        | ガス漏れ報知器                 | 非常警報装置 |  |
| 避難場所   | 当園第 2 園庭・前の公園又は公園横避難所   |        |  |

### 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に 1 回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 安全管理マニュアルの作成、運用

### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 保険会社  | 独立行政法人日本スポーツ振興センター        |
| 保険の種類 | 災害共済給付制度                  |
| 保険金額  | 詳しくは、災害共済給付制度のお知らせをご確認下さい |

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 保険会社  | 全国私立保育園連盟保険制度                |
| 保険の種類 | 賠償責任保険・傷害保険・管理財物保険・個人情報漏えい保険 |
| 保険金額  | 全国私立保育園連盟保険制度の冊子を参照          |

**18. 保育内容に関する相談・要望・苦情**

|       |                                     |                     |
|-------|-------------------------------------|---------------------|
| 受付担当者 | 後藤千佳                                |                     |
| 受付責任者 | 谷口美智子                               |                     |
| 利用時間  | 午前9時～午後5時                           |                     |
| 連絡先   | 電話 0771-24-3876<br>FAX 0771-24-5454 |                     |
| 第三者委員 | 井内 祐治<br>くわの実つむぎ会監事                 | 稲葉 耕太<br>くわの実つむぎ会監事 |
| 受付方法  | 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。          |                     |

**19. 相互理解について**

ご家族・くわの実保育園間において、相互理解が得られないと判断された場合には利用をお受けできない場合があります。

**20. 個人情報の保護に関する基本方針**

当園では個人情報保護に関して、「個人情報保護に関する基本方針」を作成しています。  
なお、転園・卒園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

**21. 当園におけるその他の留意事項**

当園には保護者会活動を行っています。また、保育園を支える会として「くわの実保育園・はこべ保育園を育てる会」があります。

# 別 表

## 1. 保育の提供に要する実費に係る保育料

| 項目    | 内容、負担を求める理由及び目的                | 金額         |
|-------|--------------------------------|------------|
| 延長保育料 | 認定時間以外の保育を必要とするとき              | 下記の通り      |
| 給食主食代 | 2号認定を受けたこどもに係る主食給食費（3歳児クラス以上）  | 月額 2,000 円 |
| 副食材料費 | 園に入金される委託費から差し引かれたため（3歳児クラス以上） | 月額 4,800 円 |

\*副食材料費の徴収は、市の定める対象者に行う。

### 〈延長保育料〉

月ごとの延長保育申込を基本とします。（月額 30 分ごと）

|          | 延長の保育時間     | 満1歳未満 | 0～2歳児 | 3～5歳児 |                      |
|----------|-------------|-------|-------|-------|----------------------|
| 標準保育時間認定 | 18:00～19:00 | 2,500 | 1,300 | 900   | 1歳の誕生月翌月<br>から1,300円 |
| 短時間保育認定  | 7:00～8:00   | 2,500 | 1,300 | 900   |                      |
|          | 16:00～19:00 | 2,500 | 1,300 | 900   |                      |

\*上記料金の内月額のもの、京都中央信用金庫より引き落とします。（手数料 110 円 保護者負担）

\*上記以外に特別に延長保育を必要とする場合は、日額・30分・200円（満1歳未満は300円）とする。（現金集金）

## 2. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

利用者負担に含まれない教材費等は、実費徴収します。